

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年5月1日
担 当 課	住宅政策課

契約業者名・住所	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 東日本支社 松戸支店 松戸市本町14番地の2 松戸第一生命ビル3階
工事等の名称	松戸市営新松戸第二住宅エレベータ保守点検委託
工事等の場所	松戸市新松戸七丁目191番地
種 別	保守点検
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	1,058,640円
工事等の概要	エレベータの保守点検
随意契約の理由	<p>近年は費用削減や公平性の観点からPOG契約による独立系業者への委託事例も見られるが、保守範囲や部品供給、業者変更時の引継ぎに伴うトラブル、責任分担の不明確化等の課題がある。</p> <p>また、当該エレベータには遠隔制御機能が導入されており、異常の早期発見・迅速な対応による安全確保が可能であるがこの機能を適切に運用できるのはメーカーに限られる。</p> <p>以上の理由により、本契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とするもの。</p>